平成２７年（フ）第３９８号
名古屋市名東区宝が丘145番地　宝ハイツ303号室、申立時の住所横浜市港北区高田西２丁目３番24号
債務者　谷脇三企夫
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１２３号
横浜市緑区鴨居３丁目26番５号　グリーンパル101号（住民票上の住所）
債務者　高橋　政明
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６５４号
大阪府豊中市服部豊町２丁目８番15号
債務者　齋藤由美子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第７７号
島根県大田市温泉津町小浜イ11番地甲
破産者　山川　隆宏
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第６０１９号
京都府木津川市兜台７丁目11番地11、住民票上の住所大阪市生野区巽南２丁目６番９号
破産者　永田　　勵
1　破産債権の届出期間　平成27年８月17日まで
2　一般調査期日　平成27年10月８日午後２時30分
平成27年７月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９９６号
広島県廿日市市廿日市２丁目７番33号
破産者　樽谷　嘉博
1　破産債権の届出期間　平成27年８月20日まで
2　一般調査期日　平成27年10月21日午前10時
平成27年７月21日
広島地方裁判所民事第４部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２０９０号
横浜市緑区三保町2662番地
破産者　酒井　正覚
免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
平成27年７月21日
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第１００１号
山形県鶴岡市下清水字内田元74番地６
清算株式会社　池田鋼機株式会社
代表清算人　村上　　豊
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山形地方裁判所鶴岡支部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２０３２号
東京都港区白金台３丁目２番10号
清算株式会社　株式会社ミディー
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第３０１６号
大阪市東淀川区豊新５丁目３番15号
清算株式会社　姫路土地株式会社
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（ヒ）第３０１７号
大阪市東淀川区豊新５丁目３番15号
清算株式会社　富士商事株式会社
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（ヒ）第１００１号
神戸市中央区磯辺通２丁目２番10号
清算株式会社　山手不動産株式会社
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（ヒ）第２号
鹿児島県薩摩川内市平佐町5257番地６
清算株式会社　大洋水産株式会社
代表清算人　西ノ原弘樹
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所川内支部

平成２７年（ヒ）第６号
沖縄県名護市港２丁目６番５号
清算株式会社　株式会社沖縄情報技術開発
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所民事第３部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第５号
愛知県西尾市城崎町４丁目26番地
再生債務者　株式会社いこいの郷
1　決議に付する計画案　平成27年７月３日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成27年９月７日午後２時
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成27年８月31日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成27年８月31日
平成27年７月17日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２６年（再）第２号
沖縄県宮古島市城辺字長間1900番地
再生債務者　株式会社Ｔｅｎｏｈｉｒａ　Ｒｅｓｏｒｔｓ
1　主文　本件再生計画を認可する（ただし、再生債務者提出の再生計画案添付の再生債権弁済計画表記載の受付番号12の債権者名「有限会社平良鉱業」とあるのを「有限会社平良工業」に、同受付番号47の債権者名「宮古島水道事業宮古島市長下地敏彦」とあるのを「宮古島市水道事業宮古島市長下地敏彦」に、それぞれ改める。）。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年７月15日
那覇地方裁判所民事第３部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第４９号
埼玉県所沢市大字下安松579番地の10
再生債務者　横幕　達哉
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年８月６日まで
4　一般異議申述期間　平成27年８月20日から平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第５号
福島県郡山市逢瀬町河内字町東25番地
再生債務者　三浦　禎弘
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年８月７日まで
4　一般異議申述期間　平成27年８月20日から平成27年８月27日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係